

平成 25 年 8 月 2 日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 核物質防護規定に係る 注意文書の受領について

当社は、本日、原子力規制庁から、東海第二発電所の核物質防護規定^{※1}に係る注意文書を受領しました。

今後、同様の事象を再発させないよう再発防止対策を徹底いたします。

なお、侵入検知装置の一部機能が停止していた期間、警備上の異常事象は発生しておりません。

【注意文書】

周辺防護区域におけるセンサ機能の維持について（注意）

本年 6 月 17 日、貴社からの申告により、東海第二発電所において、周辺防護区域^{※2}の一部区間（約 40 メートル）のセンサ（センサは多重化されており、そのうちの 1 種類）を機能停止していたにもかかわらず、復帰させる際の機能確認を行わず、かつ、約半年間に渡って停止中に行うべき代替措置を実施していなかったことが確認されました。

周辺防護区域におけるセンサ機能の維持（停止中の代替措置を含む。）は、貴社が定めた東海第二発電所核物質防護規定及び下部要領にも定められているもので、核物質防護上重要な措置であり、これを適切に行わなかったことは問題であるため、貴社に対し注意します。

今後、かかる事態が再度生じることのないよう、再発防止対策を確実に実施するとともに、同様の事案が再発することのないよう求めます。

なお、当庁においては、今後、核物質防護検査等を通じ、貴社の実施状況を確認していくこととします。

※1 核物質防護規定とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）第 43 条の 2 に基づき、事業者が発電所毎に定めているものであり、原子力規制委員会の認可を受けている。

※2 周辺防護区域とは、核物質防護のために設定されている区域の 1 つであり、境界では外部からの侵入を防止するための措置が講じられている。

以 上